

地域再生計画認定手続の見直し

令和3年7月14日(水)

徳島県

制度の現状①

－ 計画の位置づけ

（地域再生計画）

「**地域再生法**」に基づき、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地方公共団体が作成した計画を内閣総理大臣が認定することにより、当該計画に基づく事業に対し、**本法に基づく補助等特別な措置**を講じるもの（**法第5条，第13条**）

（実施計画）

「**地方創生推進交付金制度要綱**」に基づき、交付金の交付を受けようとする地方公共団体が作成し、当該地方公共団体の取組が先導的なものかどうかを判断し、**交付金採択の可否**を決定するためのもの（**要綱第5**）

制度の現状②

－ 計画の作成（制度要綱上の規定）

－ 地域再生計画の作成（要綱 第4 第1 項）

地方創生推進交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、地域再生法に規定する事項を記載した第5条第1項の地域再生計画を作成し、内閣府が定める時期に、認定のため申請するものとする。（地方創生拠点整備交付金も同様の規定）

－ 実施計画の作成（要綱 第5 第1 項）

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請のほか、実施計画を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

制度の現状③

– 計画作成に向けたスケジュール（R3年度）

実施計画

R2.12.22 募集開始
～R3.1.8 事前相談受付期間

地域再生計画

R2.12.22 申請受付開始
～R3.1.8 事前相談受付期間

※相談継続案件については、上記期間
終了後も提出期限まで相談実施

R3.1.22 15:00 提出期限

R3.1.22 17:00 申請期限

※計画提出後も、内閣府からの確認事項
への対応や軽微な補正対応あり

制度の現状④

－ 計画記載事項 ※赤字は両計画で重複する内容

実施計画

- 1 交付対象事業の名称・連携先地方公共団体
- 2 交付対象事業の背景・概要
 - A. 地方創生として目指す将来像
 - B. 地方創生の実現における構造的な課題
 - C. 交付対象事業の概要
 - D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由
- 3 関連事業の概要
- 4 交付対象事業の重要業績評価指標(KPI)、経費内訳、費用対効果分析等
- 5 交付対象事業の予算計上時期
- 6 本事業の効果検証及び事業見直しの方法、時期及び体制・事業における役割
- 7 交付対象事業の仕組み
- 8 先導性に係る取組
- 9 地方公共団体別交付対象事業経費内訳

地域再生計画

- 1 地域計画の名称
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
- 3 地域再生計画の区域
- 4 - 1 地方創生の実現における構造的な課題
- 4 - 2 地方創生として目指す将来像
- 【数値目標】
- 5 - 1 全体の概要
- 5 - 2 ① 事業主体
- 5 - 2 ② 事業の名称
- 5 - 2 ③ 事業の内容
- 5 - 2 ④ 事業が先導的であると認められる理由
- 5 - 2 ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標
- 5 - 2 ⑥ 評価の方法、時期及び体制
- 5 - 2 ⑦ 交付対象事業に要する経費
- 5 - 2 ⑧ 事業実施期間
- 5 - 2 ⑨ その他必要な事項
- 5 - 3 その他の事業
- 6 計画期間
- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 5

制度の現状⑤

－ 計画の作成（実施計画から地域再生計画への転記）

地域再生計画	実施計画
<p>...</p> <p>4 地域再生計画の目標</p> <p>4-1 ④地方創生の実現における構造的な課題</p> <p>A県 a 市、b 市及び c 市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。</p> <p>4-2 地方創生として目指す将来像 当該地</p>	<p>④ 『地方創生の実現における構造的な課題』</p> <p>● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。</p> <p>【該当部分】：交付対象事業の背景・概要</p> <p><A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)> 当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。</p> <p><B. 地方創生の実現における構造的な課題> A県 a 市、b 市及び c 市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。</p> <p>②交付対象事業の背景・概要(各項目について簡潔に記載)</p> <p><C. 交付対象事業の概要> 本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。</p>
	<p>相乗効果></p> <p>(略)</p>

重複する内容について、実施計画から地域再生計画への転記作業が必要